

令和5年5月26日付け県公報第418号告示363号（遊漁規則の変更）中、次のとおり訂正する。

ページ	箇所
4・5	別表中第6条

誤

改正前				改正後			
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第6条 第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、<u>次表の遊漁料に、あゆ・うなぎについては800円、あまご・にじますについては500円、こい・おいかわ・うぐいについては400円を附加して得た金額とする。</u></p>				<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第6条 第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、<u>下記の遊漁料金に同額の金額を加えて得た額とする。</u></p>			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	竿釣	1日	<u>1,800円</u>	全魚種	竿釣	1日	<u>2,000円</u>
		1年	<u>11,000円</u>			1年	<u>13,000円</u>
あまご・にじます	竿釣	1日	<u>1,200円</u>	あまご・にじます	竿釣	1日	<u>1,800円</u>
		1年	<u>6,600円</u>			1年	<u>8,000円</u>
かに	もじり・かご	1年	<u>6,600円</u>	かに	もじり・かご	1年	<u>8,000円</u>
		もじり・かごについては別途行 使料として、1本(個)あたり <u>1,100円</u> とする				もじり・かごについては別途行 使料として、1本(個)あたり <u>1,300円</u> とする	
こい・おいかわ・うぐい	竿釣	1日	<u>660円</u>	こい・おいかわ・うぐい	竿釣	1日	<u>1,000円</u>
		1年	<u>3,300円</u>			1年	<u>4,000円</u>
<p>1の2 (略)</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄のとおりとする。</p>				<p>1の2 (略)</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄のとおりとする。</p>			
中学生以下	無料			中学生以下	無料		
女性(全魚種及びあまご・にじます日券)	第1項に規定する金額の1/2に相当する額						

に限る)			
障がい者	第1項に規定する金額の1/2に相当する額		
4 本条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、 <u>黄瀬川五竜の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域（特別区）のニジマス</u> 遊漁料は次の表のとおりとする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1日	<u>2,000円</u>
		1日 (現場売り※)	<u>4,000円</u>
		1期間	<u>5,000円</u>
※ 現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合			

障がい者	第1項に規定する金額の1/2に相当する額		
4 本条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、 <u>黄瀬川特別区</u> の遊漁料は次の表のとおりとする。			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1日	<u>2,800円</u>
		1日 (現場売り※)	<u>5,600円</u>
		1期間	<u>7,000円</u>
※ 現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合			

正

改正前			
(遊漁料の額及び納付の方法)			
第6条 第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、 <u>次表の遊漁料に、あゆ・うなぎについては800円、あまご・にじますについては500円、こい・おいかわ・うぐいについては400円を附加して得た金額とする。</u>			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	竿釣	1日	<u>1,800円</u>
		1年	<u>11,000円</u>
あまご・にじ	竿釣	1日	<u>1,200円</u>

改正後			
(遊漁料の額及び納付の方法)			
第6条 第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、 <u>下記の遊漁料金に同額の金額を加えて得た額とする。</u>			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	竿釣	1日	<u>2,000円</u>
		1年	<u>13,000円</u>
あまご・にじ	竿釣	1日	<u>1,800円</u>

ます		1年	6,600円
かに	もじり・かご	1年	6,600円
		もじり・かごについては別途行使料として、1本(個)あたり1,100円とする	
こい・おいかわ・うぐい	竿釣	1日	660円
		1年	3,300円

ます		1年	8,000円
かに	もじり・かご	1年	8,000円
		もじり・かごについては別途行使料として、1本(個)あたり1,300円とする	
こい・おいかわ・うぐい	竿釣	1日	1,000円
		1年	4,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄のとおりとする。

中学生以下	無料
障がい者	第1項に規定する金額の1/2に相当する額

3 第5条に基づく大会遊漁料は、前2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

大会名	参加料
あゆ釣大会(2日間)	7,000円
特別解禁鮎釣大会(一般)	3,500円
特別解禁鮎釣大会(年鑑章所持者)	2,000円
にじます釣大会	2,100円
あまご釣大会	2,100円

2 前項の規定にかかわらず、黄瀬川五竜の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域(特別区)のニジマス遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣	1日	2,000円
	テンカラ釣 ルアー釣	一旦 (現場売り※)	4,000円

4 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、黄瀬川特別区の遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣	1日	2,800円
	テンカラ釣 ルアー釣	一旦 (現場売り※)	5,600円

	1 期間	5,000 円
--	------	---------

※ 現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合  
 第6条の2 かに漁のもじり・かごの行使に際しては、1本（個）ごとに狩野川漁業協同組合が発行する許可標識をつけるものとする。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄のとおりとする。

中学生以下	無料
女性（全魚種及びあまご・にじます日券に限る）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額
障がい者	第1項に規定する金額の1/2に相当する額

3 第5条に基づく大会遊漁料は、前2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

大会名	参加料
あゆ釣大会（2日間）	7,000 円
特別解禁鮎釣大会（一般）	3,500 円
特別解禁鮎釣大会（年鑑章所持者）	2,000 円
にじます釣大会	2,100 円
あまご釣大会	2,100 円

	1 期間	7,000 円
--	------	---------

※ 現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合  
 第6条の2 かに漁のもじり・かごの行使に際しては、1本（個）ごとに狩野川漁業協同組合が発行する許可標識をつけるものとする。